

令和2年3月18日

(件名)

静岡県原子力防災訓練の実施結果

(静岡県危機管理部原子力安全対策課)

1 概要

県と原子力災害対策重点区域を持つ11市町が主催し、静岡県地域防災計画、浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく総合的な訓練を、1月28日及び29日に実施した。

28日の図上訓練では、原子力防災センター等を会場に、緊急時モニタリングの結果から防護措置（避難・一時移転等）の実施方針を決定する訓練等を実施した。

29日の実動訓練では、避難退域時検査場所の運営訓練、在宅要配慮者の屋内退避を想定した訓練、医療機関が参加する原子力災害医療訓練等を実施した。

2 訓練の概要

(1) 図上訓練

- ア 日程 令和2年1月28日（火）9時00分から15時30分まで
- イ 会場 原子力防災センター、県危機管理センター、各市町庁舎等
- ウ 訓練参加 国・県・関係11市町・中部電力㈱等 51機関 約220名
- エ 訓練内容 ①原子力災害合同対策協議会等活動訓練、②緊急時モニタリングセンター運営訓練、③防護措置等の情報受伝達訓練等

オ 訓練の成果と課題

【成果】

- ①原子力防災センターにおいて、国・県・市町及び関係機関から派遣された要員が共同して活動することにより相互の連携が深まった。
- ②原子力災害時の各事態及び放射性物質の放出を想定し、各段階における防護対策を決定する手順の確認、要員による具体的な作業を実施することができた。
- ③原子力災害の各段階に応じて避難先自治体と情報の受伝達・受入可否の確認等を行い、災害時に必要な情報の確認や、情報のやり取りの手順の確認をすることができた。
- ④静岡県バス協会と締結した「災害時等における避難住民等の輸送の支援に関する基本協定書」に基づき、静岡県バス協会と情報受伝達訓練を実施し、協定の運用方法を確認できた。

【課題】

- ①道路の被害状況や、避難用バスの確保等の訓練における想定を、より厳しくした状況で訓練していくことも必要である。

(2) 実動訓練

- ア 日程 令和2年1月29日(水) 8時30分から12時00分まで
- イ 会場 新東名高速道路静岡SA(上り)、御前崎市比木公民館体育館、市立御前崎総合病院、県立総合病院、御前崎市消防本部、御前崎市オーシャンビュウ、特別養護老人ホーム灯光園等
- ウ 訓練参加 住民約230名、関係機関約280名、計約510名
関係機関:自衛隊、県警察本部、関係消防本部、市立御前崎総合病院、県立総合病院、浜松医科大学附属病院、中部電力(株)等36機関
- エ 訓練内容 ①住民避難訓練、②住民への情報伝達訓練、③避難退域時検査場所運営訓練、④在宅要配慮者屋内退避訓練、⑤原子力災害医療訓練、⑥消防隊員の原子力防災資機材取扱訓練、⑦放射線防護対策設備稼働訓練、⑧警戒区域設定訓練、⑨避難誘導訓練

オ 訓練の成果と課題

【成果】

- ①御前崎市比木公民館体育館における屋内退避訓練において、住民参加により、エアシェルターの展開や、資機材の搬入・設置訓練が実施され、住民理解が進んだ。
- ②例年、東方と西方で実施されていた避難退域時検査場所の運営訓練を1箇所で開催し、要員が共同で訓練することで運営体制及び要員の技術の標準化を進めた。
- ③訓練の企画段階から、訓練の中心となる、県、市町、関係機関の職員が、主体的に関与することで関係機関の連携強化につながった。

【課題】

- ①避難退域時検査場所の運営について、複数箇所の検査場所の設置に備え、要員や資機材の確保、測定器の操作等についてマニュアル類の整備が必要である。
- ②住民理解の促進を図るため、より多くの住民に訓練に参加してもらう必要がある。

(3) 訓練の様子



合同対策協議会運営訓練



OFC機能班の活動の様子



住民参加によるシェルター展開訓練



避難退域時検査場所運営訓練

令和2年2月3日
令和元年第3回
道府県原子力防災担当者連絡会議
内閣府（原子力防災担当）

事務連絡
令和2年2月3日

道府県原子力防災担当部局長 殿
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（企画・国際担当）付

安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について

平素から原子力防災行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、安定ヨウ素剤の配布事務については、これまで関係自治体等から、事前配布する住民の範囲についての自治体の判断尊重や、配布手続きの簡略化等の御要望を頂いていたこと等を踏まえ、以下のとおり御連絡します。

緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるUPZ内住民への事前配布が実施可能です。ただし、事前配布はPAZと同様に、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して実施してください。

また、配布方法は、PAZ内の住民に事前配布する手順（住民への説明会、薬局配布等）を採用して行ってください。なお、町村役場及び保健所等の公共施設で配布する際には、当該公共施設へ住民が出向き、保健師、薬剤師等の専門職が、住民への説明及び住民が記載したチェックシート^{注1}の確認等を行い、必要な場合に医師への適切な受診勧奨等を行うことで、安定ヨウ素剤を事前配布することが可能です。

^{注1} 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁令和元年7月3日）における別添2-1を指す。

（以上については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に照らしても問題がない旨、原子力規制庁に確認しております。）

つきましては、本通知を踏まえ、引き続き適切な安定ヨウ素剤の配布事務を推進されますようお願い申し上げます。今後、内閣府においてUPZ内での安定ヨウ素剤の事前配布に係る実施方針等について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用した支援等に向け、ヒアリング等を実施することを予定しております。

（問い合わせ先）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（企画・国際担当）付 道川、中村（光）
Tel：03-3581-4230

(参考) 原子力災害対策指針等における関連規定

◆原子力災害対策指針(原子力規制委員会令和元年7月3日)

第2 原子力災害事前対策

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZ内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、以下の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布以外の配布においても、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。
- ・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄する。
- ・安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。

なお、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

◆安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(原子力規制庁令和元年7月3日)

3. 事前準備

(1) 区域別の基本的な枠組み

a. PAZ

③事前配布方法

事前配布に当たっては、地方公共団体は、原則として医師による住民への説明会を定期的に開催する必要がある。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、薬剤師に医師への協力を要請することができる。地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる保健所等の公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。

また、地方公共団体は、住民への説明会を定期的に開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することもできる(報告書 別添1)。地方公共団体は、住民への説明会に参加できない住民に対して、地方公共団体が指定する薬局等に住民が出向き、薬剤師等による説明を受けた上で安定ヨウ素剤を受領できるよう対応する必要がある。

説明会又は地域の薬局等においては、住民が安定ヨウ素剤を受け取る際に、住民が記載したチェックシート(報告書 別添2-1)に照らし合わせて、保健師、薬剤師等の専門職が確認書(報告書 別添2-3)を記載し、安定ヨウ素剤の取扱いに係る留意事項について理解しているか等を確認するため、受領書(報告書 別添2-2)に記入及び提出をさせることが必要である。